

NEWS LETTER vol. 3 <2007年6月号>

■【トピックス】

株主総会の季節です！



6月は、上場会社の株主総会が一番多い月です。今年の株主総会の目玉は、何といても5月に解禁された三角合併による敵対的な買収に対する防衛策の上程です。

敵対的な買収対策は、一面で現経営陣である取締役の保身の道具となりかねませし、株主にとっては経営者を選択する機会が制約されることとなります。

これに対して機関投資家をはじめとした株主がどのような判断を下すかが見ものですね。

■【ビジネス・アイ】

信用保証協会（その1）

社長 「信用保証協会の保証料が下がったよ」

花野 「それは良かったですね」

社長 「業績が回復したことが評価されたようだよ」

花野 「確かに御社の業績が回復したことも大きいでしょうが、じつは去年の4月から保証料の体系が変わったことが一番大きな理由だと思います」

社長 「そういえば以前は1.25%で固定されていたよね」

花野 「そうです。担保がある場合には1.25%で、担保がない場合には1.35%でした」

社長 「うちは、今度から0.6%になるという話なんだ」

花野 「信用保証協会では、去年の4月から企業の財務諸表などをもとに9段階に企業を評価して保証料を決めているのです」

社長 「ということは、うちはどんな感じだと思う」

花野 「平均的な企業で1.35%になるように段階を設定していますから、担保ありで0.6%ということは、かなりいい評価ですね」

社長 「2期黒字だし売上も伸びているからね」

花野 「たぶん、9段階の上から2段階ぐらいですね。あと、会計基準に準拠した決算書を作成すると、さらに0.1%のディスカウントがありますよ」

社長 「決算のことは、顧問税理士に任せてあるから、こんど来た時に聞いてみるよ」

花野 「是非、そうして下さい。会計基準で決算書を作成すると企業の本当の姿が見えてきます。現実と向き合った経営のためにもお薦めですから」

■【今月のキーワード】

信用保証協会

中小企業の多くが利用している信用保証協会ですが、全国で52の信用保証協会があります。

そもそもが、信用保証協会法という法律に基づいて設立された公的な機関です。そのため、国や地方自治体から直接・間接に財政支援を受けています。

その目的は、中小企業者が円滑に金融機関から融資などを受けられるようにすることにあります。

あくまでも対象は中小企業者です。それもあって、利用は一定の規模までの企業者に限定されます。

とはいうものの信用保証協会を利用している中小企業者は、全国で176万(平成17年3月末)にも上り、中小企業にはなくてはならない存在です。

■【今月の1冊】

『陰謀論の畏』

奥菜秀次 著 光文社 ¥952

情報社会といわれて久しいですが、なかなか本当のことは伝わってきません。どこかのテレビ局で問題になったように、情報を捻じ曲げることが平然と行われています。わざと捻じ曲げられた情報を利用する人たちもいます。

この本で示されているように情報の出所を確認することが必要です。情報社会を生き抜くためには、これからは避けてはとおれませんね。



■【編集後記】

第3号は、中小企業には馴染み深い信用保証協会を取り上げてみました。この制度って保証してもらっている銀行が保証料を負担せずに企業が保証料を負担するという不思議な制度ですが、気がついていましたか？詳しくは別の機会にお話しますね。

『NEWS LETTER』vol. 3（毎月1日発行）

●定価：2,400円/年 ●発行日：2007.6.1 ●発行人：花野康成

●編集・発行：有限会社ビジネス・インスパイア

〒460-0003 名古屋市中区錦3丁目1番30号錦マルエビル5F

TEL.052-205-6361 FAX.052-204-8808

<http://homepage3.nifty.com/binspire/>